

函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務プロポーザル募集要項

1 業務名称

函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務

2 業務の概要と目的

本業務は、函館市の廃棄物処理施設を整備するため、平成27年度に実施した函館市廃棄物処理施設整備技術検討に基づき、施設整備予定地、施設計画等に関する基本的な考え方を取りまとめた函館市廃棄物処理施設整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定することを目的とする。

3 業務内容

別紙「函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

5 提案限度額

26,200千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。

ただし、平成28年度支払限度額は18,600千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）を、平成29年度支払限度額は7,600千円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

応募書類の提出の際、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 選定委員会委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

8 申込方法およびスケジュール

(1) 募集要項および提出書類様式の配付

配付期間：平成28年4月1日（金）～4月14日（木）まで

（土日を除く、午前8時45分～午後5時30分まで）

※募集要項等については、函館市ホームページに掲載。

(2) 参加申込書の提出（別紙様式1）

本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに、参加申込書を提出し、参加の意思表示を行うこと。

提出期限：平成28年4月15日（金）午後5時30分まで

提出は下記事務局あて郵送または持参すること。郵送の場合は、平成28年4月15日の消印のあるものまで有効とする。

(3) 質問の受付および回答

① 受付期間

平成28年4月20日（水）まで

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。

② 回答

質問に対する回答は、随時函館市ホームページ上で公表する。

(4) 応募書類の提出

① 提出書類

ア 誓約書（別紙様式2）1部

イ 業務実績調書（別紙様式3-1, 3-2）15部

ウ 実施体制調書（別紙様式4）15部

エ 予定技術者調書（別紙様式5）15部

オ 業務提案書（別紙様式6）15部

カ 受託金額見積書（様式任意）15部

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載し、消費税および地方消費税相当額を含まない金額で表記すること。なお、最適提案者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではありません。

キ 業務実績参考資料（様式任意）1部

※ 業務実績調書に記載した業務に係る契約書および仕様書の写し。
応募書類については、イからカを一式として各1部ずつクリップ留め
して提出し、ステープラー等は使用しないこと。

② 応募書類の提出期限

平成28年5月6日（金）午後5時30分まで

※ 応募書類の提出は、下記事務局まで郵送または持参すること。

郵送の場合は、必ず配達証明付き（平成28年5月6日（金）午後
5時30分までに事務局へ必着とする。）で送付すること。

(5) 募集要項および提出書類様式の配付場所および提出先

〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

函館市環境部環境推進課 担当：大西

ホームページ：<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/2016031800029/>

（募集要項および提出書類様式をダウンロードできます。）

(6) 問い合わせ先および質問書のメールアドレス

電 話：0138-56-6615

FAX：0138-51-3498

メール：kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

9 選定に関する事項

(1) 選定方法および選定基準

別紙「函館市廃棄物処理施設整備基本計画策定業務委託プロポーザル選
定要領」による。

(2) プレゼンテーション

第一次選定を通過した者によるプレゼンテーションを実施する。

① 開催日

6月上旬

② 開催場所

函館市環境部（函館市日乃出町26番2号）

③ その他

プレゼンテーションの実施日時の詳細等は、第一次選定通過者に通知
する。

(3) 選定・決定結果

① 審査終了後に第一次選定および第二次選定の結果は、応募者全員に書
面で通知する。

② 最適提案者および選定・決定結果は本市のホームページで公表する。

なお、選定・決定結果の公表時には、最適提案者以外の応募者名は非

公表とする。

③ 選定・決定結果に関する問い合わせおよび異議申立ては、一切受けない。

(4) 業者決定および委託契約の締結

平成28年6月中旬

10 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された最適提案者と本市において、協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 失格その他の理由により最適提案者との契約が不可能となった場合は、選定において次点となった者と協議を行う。

11 失格要件

(1) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

(3) 募集要項における諸条件に違反した場合

(4) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

(1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本市は、当該著作権を無償で使用できることとする。

(4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出すること。